

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務委託の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 予定価格

67,100,000円（消費税および地方消費税（税率10%）を含む。）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同事業体（JV）であること。共同事業体（JV）の場合は、その構成員が上記(1)から(3)の要件を満たしており、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同事業体の構成員でないこと。また、当該共同事業体の代表者は法人格を持つ事業者とすること。

①営業種目

次のいずれかの種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類：役務 中分類：各種調査業務

大分類：役務 中分類：諸サービス

②地域ブロック

地域指定なし

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

5 プロポーザルの説明会について

本公募型プロポーザルに関する説明会は開催しない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問受付期限

令和8年6月10日(水)12時(必着)

(2) 質問方法

質問がある場合は、質問票(別添様式1)によりFAXまたは電子メールで「11連絡先」に記載の場所へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問への回答については、令和8年6月12日(金曜日)中を目途に滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課のホームページ(下記)に掲載する。

(URL:<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/koutsumachizukuribu/koutsumachizukuriseisakuka/index.html>)

7 参加申込書および企画提案書等の提出期限および提出方法等

本公募型プロポーザルに参加する者(以下、「提案者」という。)は、次の書類(以下、「企画提案書等」という。)を作成し、以下に示す提出期限までに提出すること。なお、提案は、1事業者につき1提案とする。

(1) 提出期限：令和8年6月17日(水)17時必着

(2) 参加申込書(別添様式2)(原本・押印付)1部

なお共同事業体(JV)の場合は、構成員全ての参加申込書を提出すると共に、全ての構成員間の責任分担・取決め内容がわかる共同事業体(JV)協定書の写し(様式任意)を1部提出すること。

(3) 企画提案書提出書(別添様式3)(原本・押印付)1部

事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

(4) 業務全体の企画提案書

①企画提案書の形式は、A4サイズ(縦書き・横書きは不問)とする。

②企画提案書の内容は、理解できるよう解りやすい表現とし、20ページ以内(表紙、目次は除く)とすること。

③企画提案書には、次の内容を記載すること。

ア：別添仕様書を踏まえた実証内容、分析整理手法、アウトプットイメージなどを記載した業務内容の提案

イ：貴社の自動運転サービスや公共交通に関する考え方や、自動運転の導入による地域交通の維持・充実にあたって発想、創意工夫、ノウハウを活用した独自の提案など、本業務を実施するに当たるアピールポイント

ウ：調査検討に関するスケジュール

エ：本業務に従事する人員の役職、経験年数、これまでの業務実績などの実施体制

オ：その他(目的を達成するために必要と考えられる事項)

④提出部数は、正本1部、副本7部を提出すること。

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本については会社名の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(5) 見積書 1部

業務着手から納品までにかかる全ての経費に消費税および地方消費税を加えた総額と、その内訳を明記し、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名、代表者印があること。

(6) 事業者概要 1部（共同事業体（JV）の場合は、各構成員ごとに1部）

(7) 同種・類似業務実績に関する書類 1部

法人として本業務と同種・類似の業務の受託実績一覧および受託実績に関する契約書等の写し。同種・類似業務の実績が複数ある場合は、契約書等の写しは2業務までの提出とする。なお、共同事業体（JV）の場合は、各構成員の実績を実績と見なす。また、対象とする実績は、公告日の前日までに業務が完了したものに限る。

(8) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合「別表」参照）

共同事業体（JV）の場合は、構成員の内1者が持っていれば実績ありとみなすので、それぞれの認定等を示す書類の写しを1部提出すること。但し、構成員のうち2者以上が持っていた場合でも評価点数は1者の場合と変わらないものとする。

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1部
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
- ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し 1部
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し 1部
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ・環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている場合には、その認証・登録証の写し 1部

(9) 仕様書 4(1)イに記載の想定車両以外を提案する場合は、カタログ等の資料 1部

(10) 提出先

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4183

(11) 提出方法

(10) に示す場所へ持参または郵送で提出すること。持参の場合の受付は、土曜日・日曜日を除く9時から17時までとする。郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等により期限までの必着とすること。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査および契約予定者決定の方法

- (1) 契約予定者の決定方法:当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。
- (2) 審査会:当課において、4名の委員をもって設置する。
- (3) 評価項目および評価点:別表のとおり。
- (4) 審査会の日時:令和8年6月19日(金)10時00分～
 - ・提案者は、提案内容を企画書提案書をもとにプレゼンテーションすること。
 - ・詳細な時間、場所は、提案者に対し、令和8年6月18日(木)正午までに別途連絡する。
 - ・企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。
- (5) 審査の結果については各提案者に対し速やかに文書で結果通知する。
- (6) 審査会終了後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (7) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (8) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い提案者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (9) 審査会で契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面(任意の様式)により、「11 連絡先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合(天災等のやむを得ない事由を除く)
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が提案者より提出を受ける全ての書類や資料は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加に要する経費は、全て各提案者の負担とな

る。

- (3) 提出された企画提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された企画提案書等の記載事項について、滋賀県が提案者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (8) 法人格を持たない共同事業体(JV)の場合は、法人格を持つ事業者を当該共同事業体の代表者とし、業務執行者かつ組合を代表するものとして、第三者との契約行為を行う権限を付与することを定めた共同事業体(JV)協定書を取り決めた上で、「7 参加申込書および企画提案書等の提出期限および提出方法等」記載の参加時に当該内容がわかる写しを提出すること。
- (9) 採用した場合でも、協議の上、その内容を変更する場合がある。

11 連絡先

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課まちづくり支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話番号 077-528-4183
FAX 077-528-4837
メールアドレス ra0005@pref.shiga.lg.jp

(別表)

番号	評価項目		評価点
①	技術面	企画力について ・ 提案内容が事業意図と合致していること ・ 事業実施の方法、提案内容等が自動運転の動向および地域の状況を踏まえた優れたものであること	15
		独自性について ・ 業務効果を高めるため、独自のノウハウや工夫、取組について具体的な提案がなされているか	5
②	事業性	企画力について ・ 提案内容が事業意図と合致していること ・ 事業実施の方法、提案内容等が自動運転の動向および地域の状況を踏まえた優れたものであること	15
		独自性について ・ 業務効果を高めるため、独自のノウハウや工夫、取組について具体的な提案がなされているか	5
③	社会 受容性	企画力について ・ 提案内容が事業意図と合致していること ・ 事業実施の方法、提案内容等が自動運転の動向および地域の状況を踏まえた優れたものであること	15
		独自性について ・ 業務効果を高めるため、独自のノウハウや工夫、取組について具体的な提案がなされているか	5
④	導入・県 内展開へ の支援	提案内容が事業意図と合致し、自動運転の動向を踏まえた優れたものであること。 。業務効果を高めるため、独自のノウハウや工夫、取組の具体的な提案がなされているか。	5
⑤	実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか	6
⑥	実現 可能性	同種・類似業務の実績等実現可能性が高いか	12
⑦	見積価格	経費節減を意識した見積価格か。評価点は以下により算定する。 ・ 見積価格の低い順に順位を付け、最低価格で提案した者（1位の者）を満点とし、その他の者は順位により按分した点数とする。 ・ 算定した評価点に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てる。 ※なお3に定める予定価格を上回る価格を提示した場合は選定しない。	10
⑧	県内企業	県内に本店を有する事業者であるか	2
⑨	社会政策 推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
⑩	社会政策 推進	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1

⑪	社会政策 推進	<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p>	1
⑫	社会政策 推進	<p>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか</p>	1
⑬	社会政策 推進	<p>環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの認証・登録を受けているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）のエコアクション21の認証・登録 ・特定非営利活動法人KES環境機構のKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会のエコステージの認証 	1
合 計（満点）			100

(様式 1)

令和 8 年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務に係る質問票

事業者名 _____

質 問 事 項
<p>(担当者) 所 属 氏 名 連絡先 T E L F A X E-mail</p>

- ※ 箇条書きで簡潔に記載してください。
- ※ 提出期限 令和 8 年 6 月 10 日 (水) 12 時まで
- ※ 質問票を送付 (送信) 後に、その旨を電話で連絡してください。

連絡先：滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課まちづくり支援係
TEL 077-528-4183
FAX 077-528-4837
E-mail ra0005@pref.shiga.lg.jp

(様式2)

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務
公募型プロポーザル 参加申込書

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

所在地

事業者名

代表者職

氏 名

印

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務公募型プロポーザルについて、同実施要領「4 参加資格」の要件をすべて満たしていることを誓約し、かつ、仕様書を含めたすべての開示資料の内容を齟齬なく理解し、遵守できることを表明および保証のうえ、参加申込書を提出します。

<本申請に関する連絡先>

事務所等所在地	〒
担当者 所属・氏名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

※滋賀県使用欄（記入しないでください）

受理番号

受理年月日

(様式3)

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務委託
企画提案書提出書

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

所在地

事業者名

代表者職

氏 名

印

令和8年度 Shiga Smart Access 自動運転チャレンジ事業業務委託に係る企画提案書を提出します。
同実施要領および仕様書を含めたすべての開示資料の内容を齟齬なく理解し、遵守できることを表明および保証します。

「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録の有無 ※「有」の場合、登録証の写しを添付	有・無
次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無 ※「有」の場合、認定書の写しを添付	有・無
高齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無 ※「有」の場合、労使協定または就業規則の該当箇所の写しを添付	有・無
障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合 ※「有」の場合、障害者雇用状況報告書の写しを添付 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合 ※「有」の場合、障害者を雇用している旨の申立書（任意様式）を添付	有・無
「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合 ※「有」の場合、認定書の写しを添付	有・無
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合 ※「有」の場合、認定書の写しを添付	有・無
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証の有無 ※「有」の場合、認定書の写しを添付	有・無
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合 ※「有」の場合、認定書の写しを添付	有・無
環境マネジメントシステムの認証・登録の有無 ※「有」の場合、認証・登録の写しを添付	有・無

※該当する方に○印をつけ、有の場合は証明する書面（写し可）を添付してください。

<本申請に関する連絡先>

事務所等所在地	〒
担当者 所属・氏名	
電話番号・FAX 番号	
メールアドレス	

※滋賀県使用欄（記入しないでください）

受理番号

受理年月日